

労働基準関係法令違反に係る公表事案

山口労働局

最終更新日：令和8年10月23日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(一社) おりば	山口県岩国市	R8. 6. 10	最低賃金法第4条	労働者13人に、6か月分の定期賃金合計約1200万円を支払わなかったもの	R8. 6. 10送検
(同) a l i a s	山口県岩国市	R8. 6. 10	最低賃金法第4条	労働者4人に、2か月分の定期賃金合計約220万円を支払わなかったもの	R8. 6. 10送検
クライム	山口県下関市	R8. 6. 17	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 労働安全衛生規則第566条	つり足場の組立て作業において、足場の組立て等作業主任者が職務を行わなかったもの	R8. 6. 17送検
(有) 中原組	鳥取県鳥取市	R8. 10. 23	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第185条	くい打機の巻上げ装置に荷重をかけたまま で停止していたのに、巻上げ装置を停止する措置を講じなかったもの	R8. 10. 23送検